

公益社団法人境港市シルバー人材センター安全就業基準

(目的)

第1条 この安全基準は、公益社団法人境港市シルバー人材センター（以下「センター」という。）正会員（以下「会員」という。）の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

(就業の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業に当たっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は安全第一を心がけ、急いだり、あわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装、履物は作業に合った、動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操等をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 酒気帯びでの就業、運転は絶対しないこと。また、帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気を付けること。
- (9) 健康には常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分に睡眠をとるように心がけること。

(作業別安全就業基準)

第4条 会員は、植木手入、除草刈払、民間企業での各種業務に従事する場合は、別途定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全ベルト、ヘルメット等を着用しなければならない。

2 会員は、前項のほか作業別に必要な保護具を着用し作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自転車やバイク等十分に注意しなければならない。

(作業環境の安全確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうか確認してから、作業に従事しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取り扱い方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し安全を確認するとともに、定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において不良箇所を発見したときは、その器具は使用してはならない。なお、センター所有の器具類については、その旨を直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるように心がけなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき、又は身体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外に、安全に就業できる事項がある場合には、それに従い作業に着手しなければならない。

附 則

この基準は、令和元年12月4日から施行する。

作業別安全就業基準Ⅰ（植木剪定）

作業名	安 全 作 業
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全作業に心掛けること。 3 服装・履物等は、作業に適したものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業服は、袖口の締まったものを使用すること。 (2) 作業靴は、履きなれたもので、滑りにくいものを使用すること。（地下足袋・安全靴等） (3) 保護帽は、必ず着用すること。 (4) 作業状況に応じて、手袋を着用すること。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 作業現場に着いたら、周囲の状況をよく確認すること。 6 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 7 道具類の使用は、正しい使用方法によることとし、作業前後の点検整備を行うこと。 8 作業は基本的に複数人によることとし、共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 9 仕事場への行き帰りは、交通事故に気を付けること。 10 重量物の運搬は、手足腰等を痛めないよう留意し、慎重に行うこと。 11 他者の土地に車・資材等を置く場合は事前に所有者の了解を得ること。
脚立・梯子 使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 脚立は、丈夫な構造で開き止めの付いているものを使用すること。 2 脚立の設置は、脚立の脚と水平面の角度が75度以下になるように立てること。 3 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実に掛けること。 地盤が不等沈下するような場所では、敷板を敷いて安全を確保すること。 4 梯子は、幅30cm以上の丈夫な構造で、滑り止めのあるものを使用する。 5 梯子は、地面との角度が75度以下になるように掛けることとし、梯子の上部は、60cmぐらい上方に出るようにすること。

	<p>段差のあるような場所では、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。</p> <p>6 高所作業（2 m以上）には、安全帯を使用すること。</p> <p>7 脚立・梯子上の作業は、無理な姿勢で作業を行わないこと。</p> <p>8 脚立・梯子を昇降する際には、手に道具類は持たないこと。また飛び降りないこと。</p> <p>9 作業中の脚立・梯子周辺には、ハサミ等の刃物類は放置しないこと。</p> <p>10 通路の作業は、標識を設けること。</p> <p>11 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</p> <p>12 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</p>
樹上での作業	<p>1 地上より2 m以上の樹上で作業する場合は、保護帽と安全帯を着用すること。</p> <p>2 枝の折れやすい、また滑りやすい樹種での作業は、慎重に行うこと。</p> <p>3 枝につかまったり、体重をかけたりする際は、枯れ枝等に注意すること。</p> <p>4 樹木の切り落としの際は、樹下の安全確認を行う。</p> <p>5 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</p>
刈り込み作業	<p>1 共同で刈り込み作業を行う場合は、刈り込みバサミ、ヘッジトリマの刃先に十分注意する。また互いに接近しすぎないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。</p> <p>2 使用休止中の刈り込みバサミは、立てかけたり、刃先を上向きにしないようにする。邪魔にならずに目の付く場所に、刃を下向きにして置くこと。</p>
運搬作業	<p>1 脚立・梯子の運搬の際、ロープでしっかりと固定し、梯子の先端と脚先に赤い布を付ける。</p>

作業別安全就業基準Ⅱ（除草刈払）

作業名	安 全 作 業
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え安全作業に心掛けること。 3 服装、履物等は作業に適したものを着用する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業服は、袖口の締まったものを使用すること。 (2) 作業靴は、履きなれたもので、滑りにくいものを使用すること。(地下足袋等) (3) 作業帽は、必ず着用すること。 (4) 手袋は、必ず着用すること。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 作業現場に着いたら、周囲の状況をよく確認すること。 6 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 7 道具類の使用は、正しい使用方法によることとし、作業前後の点検整備を行うこと。 8 作業は基本的に複数人によることとし、共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 9 天候の悪い場合（降雨、降雪など）の作業は、滑りやすいので行わないこと。 10 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。 11 他者の土地に車・資材等を置く場合は事前に所有者の了解を得ること。
炎天下の作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 日除けのために帽子を必ず着用すること。 2 水分の補給は、適宜十分にすること。(最低30分ごとに)
人力除草	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業現場の状況確認を十分にすること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ガラスの破片、釘等の危険物に注意すること。 (2) 蜂の巣、蛇、害虫などに注意すること。 (3) 作業場所によっては、保護眼鏡を着用すること。 2 鎌を用いての作業では、安全第一を心掛けること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 腰を落とし、正しい姿勢で使用すること。 (2) 共同で作業を行う場合は、作業空間を十分にとり、刃先に注意すること。 (3) 使用休止中の鎌は、立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにする。邪魔にならずに目立つ場所に、刃を下向きにして置くこと。

<p>機械除草刈払</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用前に機械の点検を必ず行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ネジの緩みはないか、また磨耗や破損している箇所はないか (2) 刃先にひび割れ、めくれ、曲がり等の異常がないか点検し、異常のある場合は使用せずに交換する。 2 安全ガードは必ず取り付けること。 3 保護帽と保護眼鏡を必ず着用すること。 4 作業前に周囲の障害物を周知し除去する。また作業に伴い騒音等が発生するので、隣接者に迷惑等をかけられる場合には、その旨隣接者に連絡すること。 5 作業中は、機械除草刈払の方向に気を付け、小石等の飛散防止に努めること。 6 作業中は、半径10m以内に人を近づけないこと。 7 ガソリンを使用するので、火気には十分注意すること。 8 機械は必ず運転を止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと。
<p>運搬作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 自走式草刈機の運搬の際は、しっかりとロープで固定し、車上で動かないよう注意すること。 2 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行い、特に、腰部を痛めないよう慎重に行うこと。 3 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足元の安全を確認すること。 4 トラックでの刈草等や道具等の積み下ろし・運搬は、荷崩れが起きないように注意するとともに、積み荷が飛散しないように対策すること。荷台の作業では、保護帽を着用すること。

作業別安全就業基準Ⅲ（民間企業での各種業務）

作業名	安 全 作 業
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え安全作業に心掛けること。 3 服装・履物等は、作業に適したものを着用すること。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 6 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 7 仕事場への行き帰りは、交通事故に注意すること。
屋内清掃 作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 服装は、常に衛生的に心掛けること。 2 長いひも類、装飾品は身に着けないこと。 3 洗剤等を使用する場合は、滑りやすくなるので、履物は滑り止めのあるものを使用すること。 4 洗剤や薬品を使うときは、性質がいろいろあるので、使用上の注意事項を確認し、正しく使うこと。 5 清掃器具は、放置しないで、作業をしやすく整理整頓を心掛けること。 6 清掃器具を破損若しくは紛失した場合は、その現場担当者へ報告すること。 7 仕事の後には、必ず手や顔を洗うこと。
各種梱包 作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 製品以外のものが混入しないように、装飾品などは身に着けないこと。 2 髪の毛は、帽子からはみ出さないように、しっかりとしまうこと。 3 重量物を扱う時は、腰への負担を考慮し作業すること。
検査及び 検品作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 服装は、常に衛生的に心掛けること。 2 目の疲れ及び視力の低下を感じたら、現場担当者に報告し、休みをとるか若しくは作業を断念すること。 3 髪の毛は、帽子からはみ出さないように、しっかりとしまうこと。
施設管理 作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 服装は、常に衛生的に心掛けること。 2 言葉遣いは、丁寧にはっきりと話すように努めること。 3 問い合わせ等があったときは、氏名、会社名、電話番号など、用件をメモすること。 4 施設内は、整理整頓や清掃を行い、清潔な状態を保つよう心

	<p>掛けること。</p> <p>5 担当者へは、報告、連絡を密にすること。</p>
他補助作業	<p>1 作業場所に適した服装で作業にあたること。</p> <p>2 危険予知される作業は断ること。</p> <p>3 無理な姿勢で作業しないこと。</p> <p>4 就業先への行き帰りは、交通事故に気をつけること。</p>